

長浜市告示第200号

長浜市国民健康保険特別療養費に関する取扱要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市国民健康保険特別療養費に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険料（以下「保険料」という。）を滞納している世帯に係る特別療養費の取扱いについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）並びに国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給対象)

第2条 法第54条の3第1項又は第2項の規定により保険料を滞納している世帯主に対して納付に資する取組を行っても、なお当該保険料が納付されない場合において、当該世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養等を受けたときは、療養の給付等に代えて特別療養費を支給する。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は適用除外とする。

- (1) 前条に定める世帯に属する被保険者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他省令第27条の12に規定する医療に関する給付を受けることができる者
- (2) 政令第28条の6に規定する特別の事情のいずれかに該当することにより保険料を納付することができないと認められる者
- (3) 長浜市福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第105号）第3条に規定する福祉医療費の受給者
- (4) 長浜市精神障害者通院医療費助成条例（平成18年長浜市条例第122号）第3条に規定する通院医療費の受給者
- (5) 長浜市老人福祉医療費助成条例（平成18年長浜市条例第119号）第2条第3号に規定する老人福祉医療費の受給者
- (6) 長浜市子ども医療費助成条例（令和4年長浜市条例第1号）第3条に規定する者
- (7) 全ての世帯員の住民税が非課税の70歳以上の高齢受給者
- (8) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者
- (9) 納付相談に応じ、取り決めた保険料の納付方法を履行している世帯の被保険者
- (10) その他市長が認める者

2 前項第1号の規定に該当する世帯主は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によ

る一般疾病医療等に関する届（様式第1号）を、同項第2号から第10号までの規定に該当する世帯主は特別の事情に関する届（様式第2号）を提出するものとする。ただし、公簿等で確認できる場合は、届出を省略することができる。

- 3 前項に規定する届書の提出があったときは、当該届出に係る内容を十分審査し、適否を判定するものとする。

（特別療養費支給予告通知）

第4条 市長は、特別の事情等がないにもかかわらず、納付に資する取組を行ってもなお長期にわたり当該保険料を納付しない滞納世帯に対して、省令第27条の4の4第1項の規定に基づき国民健康保険特別療養費支給予告通知書（様式第3号）を、世帯主宛てに交付する。

（弁明の機会の付与）

第5条 市長は、前条の規定により特別療養費支給予告通知を行う場合、世帯主に対して、提出期限を付した上で国民健康保険特別療養費の支給に係る弁明の機会の付与通知書（様式第4号）により弁明の機会を付与する。

- 2 前項の規定により、弁明書を提出する場合は、その事実を証する書類を併せて提出するものとする。
- 3 第1項の規定により、世帯主から提出期限までに弁明書の提出があった場合、市長はこれを受付し、弁明の内容を審査する。

（特別療養費支給に係る事前通知）

第6条 市長は、第4条の通知にもかかわらず当該保険料を引き続き滞納する世帯について、法第54条の3第3項の規定に基づき特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第5号）を、世帯主宛てに交付する。また、前条の規定による弁明書が提出期限までに提出されない場合又は弁明によっても予定されている当該処分は正当であると認められる場合は、特別療養費の事前通知を行う。

（資格確認書返還請求）

第7条 市長は、前条の規定により通知を行うときは、併せて、省令第27条の5の2第1項の規定により当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者に係る資格確認書の返還（以下「返還請求」という。）を求める。返還請求を行う場合は、国民健康保険資格確認書返還請求通知書（様式第6号）を世帯主宛てに交付する。

- 2 前項の規定により資格確認書が返還された場合（省令第27条の5の2第3項の規定に基づくみなし返還を含む。）は、保険料滞納世帯主等に対し、当該被保険者に係る資格確認書（特別療養）を交付する。

（特別療養費から療養の給付等への切替え）

第8条 特別療養費支給対象世帯のうち、世帯主又は世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当した場合、市長は、療養の給付等に係る事前通知書（様式第7号）を世帯主宛てに交付し、当該被保険者に対して療養の給付等を行う。

- (1) 世帯主が滞納している保険料を完納した場合
- (2) 政令第28条の7の規定により世帯主の滞納保険料が著しく減少した場合
- (3) 世帯主が政令第28条の6に規定する特別の事情に該当し、第3条第2項の規定に

よる届出があった場合

- (4) 第3条第1項各号のいずれかに該当し、同条第2項の規定による届出があった場合
- (5) 世帯主が第5条第2項の規定により提出した弁明書を審査した結果、市長が納付困難であることを認定した場合

- 2 当該世帯に属する被保険者が第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第2項に規定する届書を提出しなければならない。ただし、公簿等で確認できる場合は、届出を省略することができる。
- 3 世帯の合併・分離及び世帯主変更等により、世帯員の異動があった場合は、市長は、保険料納付義務者である世帯主の状況により判断するものとする。

(特別療養費の支給)

第9条 診療等を受け、保険医療機関等の窓口で診療費等の全額を支払った世帯主が当該特別療養費の支給を受けようとするときは、長浜市国民健康保険規則（平成18年長浜市規則第64号）第13条に規定する国民健康保険特別療養費支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 特別療養費の申請書を受け付けるときは、当該世帯主に対し払い戻すこととなる特別療養費の全額又は一部を滞納保険料に充当するよう指導するものとする。
- 3 世帯主の特別療養費の全額又は一部の滞納保険料への充当の承諾は、保険料への充当承諾書（様式第8号）の提出によるものとする。

(保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め)

第10条 世帯主が当該保険料の納期限から1年6月が経過するまでの間において、当該保険料を納付しないときは、市長は、法第63条の2の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。ただし、第8条第1項各号に該当した場合には、この限りでない。

- 2 第8条第1項の規定の適用を受けようとする世帯主は、第3条第2項に規定する届書を提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により保険給付の支払を差し止めたときは、保険給付費の支払の一時差止めについて（様式第9号）により世帯主に通知するものとする。
- 4 保険給付の支払を一時差し止める額は、当該世帯が滞納している保険料を超えない額とする。

(保険給付費からの滞納保険料額の控除)

第11条 法第63条の2第3項の規定により、支払の一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除する場合、あらかじめ当該世帯主に保険給付費からの滞納保険料（税）の控除について（様式第10号）により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。